

女性農林漁業者の起業活動支援事業（組織活性化支援事業）の実施について

制 定 令和4年4月22日4経技第357号

一部改正 令和5年4月1日4経技第7067号

一部改正 令和6年4月1日5経技第3425号

本事業は、女性が変える未来の農業推進事業（以下「国事業」という。）を活用して実施するものであるため、事業の実施及び補助金の執行にあたっては、福岡県経営技術支援対策関係事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）のほか、国事業等において求められる以下の基準により実施する。

1 事業対象者

- (1) 要綱別表の採択基準における「女性農業者組織」とは、5名以上の女性農業者が所属する組織であって、組織の役員の過半数が女性農業者である組織をいう。

2 事業実施期間

事業実施期間は事業実施年度の1月末日までとし、実績報告書を補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は事業実施年度の2月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

3 審査の方法

(1) 選定方法

提出された事業計画（別紙様式1）について、別に定める審査要領に基づき、審査を行い、その審査結果を踏まえ、決定する。

なお、事業計画等について必要に応じてヒアリングを行うことがある。

(2) 主な審査項目

- ①本事業を実施する背景や、本事業で解決しようとする事項等、産地として将来の姿まで含めた事業の全体方針について、事業計画に具体的に描かれているか。
- ②事業を的確に実施するために必要な実施体制、役割分担及び責任が明確になっているか。
- ③事業計画作成段階における地域の女性や女性農業者の状況について十分に把握・分析されているか。
- ④女性農業者確保や女性登用促進に資する具体的な数値目標等が設定され、その目標が高水準かつ実現性があるか。
- ⑤設定された目標に向けた課題解決のため、適正かつ必要な取組計画が記載されているか。

- ⑥女性活躍の推進に向けた活動が、目標達成のための妥当なスケジュールであり、本事業実施期間終了後も継続的に実施される見込みがあるか。
- ⑦特定の農業者のみを対象とする取組ではなく、5名以上の女性農業者がグループに所属する取組であるか。
- ⑧本事業による取組について、他の地域に波及することが期待できるか。
- ⑨女性農業者を新たに確保できる取組であるか。

(3) 選定結果の通知

審査結果の内容は非公開とし、選定結果のみ通知する。

なお、選定の通知については、補助金等交付候補者となったことを通知するものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て正式に決定する。

4 補助対象経費及び補助額

要綱別表の補助の対象となる事業内容は、女性農業者組織における課題解決や女性農業者組織立ち上げのための調査・研究、研修会等の開催に必要な経費とし、その用途は以下のとおりとする。

補助額は、定額で、25万円を上限とする。

(1) 報酬

- ・専門的知識、技能を要する業務に対し、事業実施主体が支払う実働に応じた対価
- ・研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価
- ・企画・運営、各種調査、分析、相談、システム開発等専門技術・知識を要する業務を行うための専門員、コンサルタント、システムエンジニア等を新たに雇用した場合に必要な経費

(2) 報償費

- ・資料整理、補助、専門知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費

(3) 旅費

- ・事業実施主体又は事業実施主体から依頼を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費

(4) 需用費

- ・取得価格が5万円未満の消耗品、各種事務用品等の調達に必要な経費
- ・文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費

(5) 役務費

- ・電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費

(6) 委託料

- ・事業の交付目的たる事業の一部を他に委託するために必要な経費ただし、全体事業費に占める委託費の割合が5割を超えないこと。

(7) 使用料及び賃借料

- ・会場借料
- ・パソコン、教育機材、移動用バス等事業用機械器具等の借料

5 対象外経費

- (1) 本事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)

6 責務等

- (1) 事業の推進
 - ・事業実施主体は、交付要綱等を遵守し、事業実施上のマネジメント、事業成果の公表等、事業の推進全般について責任を持つこと。
- (2) 補助金の経理
 - ・事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載すること(補助金及び当該事業に係る経費の支出等の通帳は事業主体名義であること)。
- (3) 書類の保存
 - ・事業実施主体は、事業に関する帳簿及び証拠書類について、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。
- (4) 補助金の適切な使用
 - ・事業実施主体は、提出された事業計画に基づき、交付された補助金を事業期間中に使用し、報告すること。報告を行わない場合、期間中の使用が確認できない場合等、本補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令に違反したときは、本補助金等の交付の決定の全部又は一部の取り消し、交付金の返還を要請する場合がある。
- (5) 事業進捗の報告・調査への協力
 - ・県からの求めに応じて、適宜、事業の進捗状況について報告を行うとともに、事業完了後においても必要な調査への協力を依頼することがある。
- (6) 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権、回路配置利

用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は事業実施主体に属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守すること。

さらに、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守すること。

- ① 本事業により成果が得られ、特許権等の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく県に報告すること。
- ② 農林水産省が公共の利益のために当該特許権等を利用することを特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めた場合には、無償で、当該特許権等を利用する権利を国に許諾すること。
- ③ 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、農林水産省が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして当該特許権等を第三者が利用することをその理由を明らかにして求めたときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- ④ 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、当該特許権等を、農林水産省以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に県と協議して承諾を得ること。

(7) 事業成果等の報告及び発表

- ・ 事業実施主体は、事業実施年度分から2年間、事業成果報告書（別紙様式2）を毎年、3月末日までに、知事に提出しなければならない。
なお、事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、別紙様式2のほか、農林水産省の求めに応じ、別途依頼することがある。
- ・ 農林水産省は、報告のあった事業成果を事業実施主体の承諾を得て公表できるものとする。

また、本事業により得られた事業成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めること。本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表を求めることがある。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については県に提出すること。